

傷害総合保険の 中途加入募集のご案内

保険期間

2020年7月1日～
2021年1月1日

申込締切日

2020年4月20日(月)

自転車で他人にケガをさせた場合の備えは十分ですか!? ケガや日常生活の法律上の賠償事故・携行品損害の備えに!!

不慮の事故などにより死亡・後遺障害・介護等が必要になった場合に補償されます。

また、自然災害(地震・津波等)によるケガや、日常生活における法律上の賠償事故も補償されます。

共済組合の傷害総合保険は団体契約のため、一般で加入されるより保険料は**10%割引**(団体割引適用)となります。月々の保険料が割安となりますので、ご加入を検討ください。

基本補償プラン 国内・海外ともに補償/天災危険補償特約セット

月払保険料(※基本補償プラン)：本人型990円/夫婦型1,190円/家族型2,140円 保険期間6ヵ月 職種級別A級、団体割引10%

基本補償プランには、次の4つの補償があります。

傷害(地震によるケガも補償)

- 死亡・後遺障害補償
- 介護補償(年額400万円)



個人賠償責任(示談交渉サービスの実施(日本国内のみ))

- 個人賠償責任補償(1億円)



2017年の自転車による「加害事故」は1万5,281件あり、自転車事故全体の16.9%になります。

自転車事故でも被害の大きさにより数万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。未成年といえども責任を免れることはできません。

【引用】日本損害保険協会
「知っていますか?自転車の事故～安全な乗り方と事故への備え～」

被害事故

- 被害事故補償(5,000万円)



携行品損害

- 携行品損害補償(保険期間を通じて合計50万円)
※自己負担額：1事故につき3,000円



基本補償プラン(4つの補償)は右記の3つの型から選択できます。

①本人型(組合員)・・・組合員本人のみが保険の対象となります。

②夫婦型・・・組合員本人の配偶者も保険の対象となります。

※組合員本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

③家族型・・・組合員本人の配偶者やその他親族(組合員本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。

※組合員本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※プラン型名毎に基本補償プランの「死亡・後遺障害」補償部分の保険金額が異なります。詳細はパンフレットをご確認ください。

オプションプラン 基本補償プラン※にあわせてご加入ください。

ホールインワン・アルバトロス費用補償(50万円)

月払保険料：560円

ホールインワンを達成し記念品を配付等

借家人賠償責任補償(1,000万円)

月払保険料：320円 火災やガス爆発事故を起こし、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った

上記は概要です。制度内容等詳細については、パンフレットをご確認ください。

募集パンフレットおよび加入申込書は、共済事務担当課へ備えつけられています。

なお、ご不明な点は、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。

加入を希望される方は加入申込書を2020年4月20日(月)までに所属所の共済事務担当課に提出してください。

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 広島支店・法人第一支社
〒730-8712 広島市中区紙屋町1-2-22
☎082-243-6201(受付時間:平日 9:00~17:00)

取扱代理店 有限会社 広島共済事務サービス
〒730-0036 広島市中区袋町3-17シンヨービル7階
☎082-545-8585(受付時間:平日 9:00~17:00)